

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、監査委員は地方自治法第242条に基づき監査を行い、監査結果を決定しましたので公表します。

I R事業の動画作成費等に関するもの**経 過**

令和2年6月12日 監査請求書受付
令和2年6月18日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和2年7月10日 請求人及び監査対象局の陳述
令和2年7月31日 監査委員会議にて審議（結果決定）
令和2年8月6日 監査結果公表

監査請求の要旨

I Rに関して、① I R市民説明会のスライド資料、② I R市民説明会当日の説明要旨、③横浜 I Rの広報動画「横浜の輝く未来のために～横浜イノベーション I R」、④ I R市民説明会各会場の開催結果中「当日の質疑要旨」⑤ I R市民説明会各会場の開催結果中「当日いただいた質問書と回答」がすでに横浜市ホームページ上で公開されており、現在 I R推進室が作成を計画している I R市民説明会未実施の6区分代替動画の内容は、市長の映像を除いてすべて①から⑤に含まれている。

よって、新たに動画を作成する必要はまったくなく、この作成への支出は不当である。

市長及び I R推進室長が I R市民説明会6区未実施に対応する動画・DVD作成を直ちに取りやめ、すでに支出が行われている場合はその弁済を行うよう求める。

監査の結果**本件請求には理由がないと認めます。（棄却）**

<監査委員の判断要旨>

横浜市（以下「市」といいます。）は、I R事業に関する市民説明会の代替動画（以下「代替動画」といいます。）の作成について、「既に延期決定から4か月以上が経過しており、未開催の6区の説明会に参加することが決定し、お待たせしている皆様…（中略）…に、できるだけ早期にかつ安全に、市長自らをご説明する機会をお届けする必要があること等から、「新型コロナウイルス感染症や米大手 I R事業者の日本撤退など、説明会の延期後に生じた新たな情報を追加し、市長自らが市民の皆様へ横浜 I Rについてご説明し、質問にお答えする動画を説明会の代替として作成することとし」たとのことです。

DVD作成については、I R市民説明会未開催の6区で説明会に参加することが決定している方の中には、「ご自宅にインターネット環境が無い方もいらっしゃる事が想定されます。インターネット環境の有無に関わらず、ご視聴いただけるようDVDを作成し、配布することとし」たとのことです。

市民に対する事業の広報にあたり、どのような手法を選択するかは、市長の広い裁量に委ねられているものと考えられます。市が、市民説明会を開催することが困難と判断した中で、横浜 I Rについて市民に説明するという目的を達成するために、代替動画の作成及びDVDの作成という手法を選択したことは、裁量権の逸脱又は濫用、不合理な行使とは認められないため、代替動画の作成及びDVDの作成に係る費用を支出することについては、違法又は不当な公金の支出に該当しないと判断しました。

【参考】 地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和2年6月12日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和2年6月18日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

横浜市（以下「市」といいます。）が、IR事業に関する市民説明会の代替動画（以下「代替動画」といいます。）の作成及びDVDの作成に係る費用を支出することについて、監査対象事項としました。

2 監査対象局

都市整備局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を

設けました。請求人は、令和2年7月10日に追加資料（別紙2のとおり）を提出するとともに、同日に陳述を行いました。

また、同日に都市整備局から見解書（別紙3のとおり）の提出を受けるとともに、同局職員から陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局の陳述

請求人及び都市整備局から令和2年7月10日に聴取した陳述内容は、別紙4のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) I R事業に関する市民説明会の開催及び延期について

市は、市がI R事業に取り組むこととした背景や理由について、市長が直接説明するために市民説明会を18区で実施することとしたものであり、令和元年12月から令和2年2月までに計12回開催したことが認められます。

その後、令和2年2月に市が策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針」を受け、2月24日以降に開催予定であった6区（戸塚区、都筑区、栄区、青葉区、瀬谷区、泉区）の市民説明会の開催を延期することとなったとのことです。

(2) 代替動画の作成について

市は、説明会再開の見通しが立たない中で、未開催の6区の説明会に参加することが決定している者（以下「6区参加決定者」という。）に対し、できるだけ早期にかつ安全に、説明会の延期後に生じた新たな情報を加えながら、市長自らが横浜I Rについて説明し、質問に答えるため、説明会の代替として動画を作成することを決定したとのことです。

なお、以前より説明会に参加できなかった市民からも、説明会の内容を動画で配信して欲しいとの要望を多くいただいていたとともに、開催延期の発表以降、市長自ら説明

する機会を設けるよう多くの市民から求められていたとのことです。

代替動画は、令和2年7月14日に市ホームページに公開され、6区参加決定者だけでなく、全市民が閲覧できる状態にあることが確認できます（「横浜イノベーションIR市長説明動画を公開します」<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/shityoudouga.html>）。

また、代替動画では、横浜市がIRの誘致に至った理由や、横浜が目指すIRの姿等について、市長自ら説明しているほか、市民説明会で多くの意見・質問があった点についての回答や、新型コロナウイルスによる影響、米大手IR事業者の参入撤退等の新たな情報が収録されていることが認められます。

なお、代替動画の作成は、委託により行われていることが認められます。

(3) 既に公開されているIR事業に関する広報動画及び他の資料について

市では、市ホームページにおいて、IR事業に関する広報動画（以下「広報動画」といいます。）を代替動画に先行して公開していることが認められます（「横浜IR（統合型リゾート）の広報動画を公開します」<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kouhoudouga.html>）。広報動画では、日本にIRが導入されることになった経緯や市がIRを誘致する理由についての説明、海外のIR施設の紹介等をしていることが認められます。なお、代替動画に収録されている市長による説明や、市民説明会当日の意見・質問への回答などは広報動画では確認できません。

また、市民説明会当日のスライド資料や説明会当日の説明要旨、来場者からの質問と回答なども市ホームページに掲載されていることが認められます（「【延期】IR（統合型リゾート）市民説明会の開催について」<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/shiminsetsumeikai.html>）。

(4) DVDの作成について

市では、6区参加決定者のうち、FAX・郵送等で市民説明会への参加申し込みをされていた方については、インターネット環境がない可能性があると考えられることから、代替動画を収録したDVDを作成し、希望を伺った上で、配布しているとのことです。また、各区の図書館や市民情報センターでの貸出しを行っているとのことです。

なお、DVDの作成は、委託により行われていることが認められます。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

市は、代替動画の作成について「様々な感染症対策を講じたとしても、市民の皆様が、全く感染症などのご心配がなく、安全・安心に説明会にご参加いただける環境が整う見通しが立たない」一方で、「既に延期決定から4か月以上が経過しており、未開催の6区の説明会に参加することが決定し、お待たせしている皆様…（中略）…に、できるだけ早期にかつ安全に、市長自らがお説明する機会をお届けする必要がある」と、さらに「横浜市では、横浜IRの状況について、市民の皆様に市長自らがお伝えする動画をこれまで作成して」ないことから、「新型コロナウイルス感染症や米大手IR事業者の日本撤退など、説明会の延期後に生じた新たな情報を追加し、市長自らがお説明する機会を横浜IRについてご説明し、質問にお答えする動画を説明会の代替として作成することとし」たとのことです。また、「本件動画を作成し、ホームページにおいて配信することで、6区参加決定者だけでなく、さらに多くの方に説明会の内容を広く提供できる機会にな」としています。

DVDの作成については、「6区参加決定者の方の中には、ご自宅にインターネット環境が無い方もいらっしゃる事が想定されます。インターネット環境の有無に関わらず、ご視聴いただけるよう、DVDを作成し、配布することとし」たとのことです。

市民に対する事業の広報にあたり、どのような手法を選択するかは、市長の広い裁量に委ねられているものと考えられます。そうした裁量行為に関しては、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となるものと解されます（最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決同旨）。また、その行為に裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があったときに、当該行為は不当性を有するものと解されます（芝池義一「行政救済法講義第3版」（有斐閣、2006年）185頁）。

市が、市民説明会を開催することが困難と判断した中で、横浜IRについて市民に説明するという目的を達成するために、上記のように代替動画の作成及びDVDの作成という手法を選択したことは、裁量権の逸脱又は濫用、不合理な行使とは認められないため、代替動画の作成及びDVDの作成に係る費用を支出することについては、違法又は不当な公

金の支出に該当しないと判断しました。

4 結論

以上のとおり、代替動画の作成及びDVDの作成に係る費用を支出することが、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 判断の根拠とした書類（都市整備局提出分）

ア 見解書

イ 回答書（令和2年7月14日、7月27日、7月29日）

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について（通知）

エ 以下の起案文書

決裁日	文書番号	起案名
令和元年10月9日	政政第1361号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の設計書（金額抜き）について
令和元年10月9日	政政第1362号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の設計書（金額入り）について
令和元年10月10日	政政第1371号	I R（統合型リゾート）市民説明会の開催について
令和元年10月31日	政政第1506号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の公募型指名競争入札参加申込者の資格確認及び公募型指名競争入札指名通知書の送付について
令和元年11月12日	都I第49号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の契約締結について
令和2年3月25日	都I第850号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営委託業務の変更契約の締結について
令和2年6月8日	都I第502号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の変更設計書（金抜き）について
令和2年6月8日	都I第503号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の変更設計書（金入り）について
令和2年6月11日	都I第515号	I R（統合型リゾート）市民説明会実施運営等業務委託の変更契約の締結について
令和2年7月13日	都I第617号	横浜イノベーション I R市長説明動画DVD複製業務委託



横浜市職員措置請求書

横浜市長・都市整備局 I R 推進室長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

財務会計上の行為

令和2年6月の、都市整備局 I R 推進室による、I R 市民説明会 6 区未実施に対応する動画・DVD作成への支出。

不当である理由

I R に関しては、① I R 市民説明会当日のスライド資料、② I R 市民説明会当日の説明要旨、③ 広報動画「横浜の輝く未来のために～横浜イノベーション I R」、④ I R 市民説明会各会場の開催結果中「当日の質疑要旨」⑤ I R 市民説明会各会場の開催結果中「当日いただいた質問書と回答」がすでに H P で公開されており、現在 I R 推進室が作成を計画している 6 区未実施分代替動画の内容（⑥市 H P 掲載市長定例記者会見（令和2年6月3日）の質疑応答による。）は、市長の映像を除いてすべて①～⑤に含まれている。

よって、新たに動画を作成する必要はまったくなく、この作成への支出は不当である。

なお、インターネット環境がない市民へは、既成の③の DVD 貸出時に①②④⑤のプリントアウト（⑤については主なものの抜粋でも可。）を添付することで対応が可能であるが、この対応は 6 区未実施とは無関係に当然行われるべき配慮である。

市がこうむる損害

* 動画・DVD作成を外部委託する場合は、その経費。

* 内部で作成する場合は、この業務にあたる分の職員の給与および新たに購入する DVD や場合によっては機材等の代金。

誰がどのような措置を講ずることを求めるか

市長及び I R 推進室長が I R 市民説明会 6 区未実施に対応する動画・DVD作成を直ちに取りやめ、すでに支出が行われている場合はその弁済を行うこと。

2 請求者

住所 横浜市

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。



証 拠

I I R 市民説明会 6 区未実施分中止に対応する動画・DVD が
不要である理由の詳述

1、 動画・DVD の内容確認

- ① 「これまで 12 区で説明した内容と変わってしまうとよくない」

（6 月 3 日定例記者会見）（関連部分・p14 資料 6）

※内容説明の一例。市長・事務局は、同様の発言を繰り返している。

- ② 「これまで 12 区（で開催した説明会）の内容の中で多く寄せられた質問や同じような質問が出ているので、その中で検証して、最も多い質問等に答えるような形です。これまでの 12 回を参考にしながら同じ内容のようなものを答えていきます。」

（6 月 17 日定例記者会見）（関連部分・p16 資料 8）

- ③ 「今の状況は本当にやむを得ないことなのでご理解いただきたいと思います。ビデオの中でもそのように挨拶するつもりです。」

（6 月 17 日定例記者会見）（関連部分・p17 資料 8）

2、 動画・DVD 作成が不要である理由

- ① 本件措置請求書中の「不当である理由」に述べた通り、市長が 6 区説明会中止代替の動画・DVD で行おうとしている実施 12 区における説明の内容はすべて HP 上に掲載されており、HP の注意書きに「スライド資料はご意見等を踏まえながら正確で分かりやすいものに改善しています。最新のものを掲載しますので、上記の資料をご確認ください。」とあるように完成度の高いものが既存なので、新たな説明動画作成は不要。
- ② 現在 HP に掲載の質疑応答は、別の質問者が行った同様の質問がそれぞれ掲載されているため、多かった質問をとりまとめたうえでの質疑応答を市民に提示することには一定の意義が認められる。

しかしながら、このとりまとめは 6 区説明会中止とは無関係に HP 上に追加掲載するなどして全市民対象に発信されるべきものであり、新たに作成されようとしている 6 区説明会中止代替の動画・DVD に掲載されるべきものではない。

なお、今後、パブリックコメントの総括においても同様のまとめが行われることが予想され、内容的な重複の可能性も高い。

その他、状況の変化などによる追加説明など何らかの有益な情報が存在するとしても同様に扱うべきであり、6区説明会中止の代替動画・DVDの作成を利用して掲載すべきものではない。

- ③ 市長の「挨拶」については、市HP上の【延期となった説明会に参加を予定している皆さまへ】の項に「お申込み時に指定いただいた連絡方法で説明会の延期をお知らせします。」とあるその連絡方法で「挨拶」を伝えれば済み、6区説明会中止の代替動画・DVDの作成を利用して行うべきものではない。

※ IRの説明を市長が自身の動画で行うことに意義があるのであれば、実施12区の記録動画をHPに掲載することによりその目的は達成されるので、新たな動画・DVDの作成は不要である。

なお、本年1月時点において、IR推進課では説明会のビデオ公開を検討しており（p1資料1）、その趣旨からすでに公開されていてしかるべきものである。

II IR市民説明会6区中止代替の動画・DVDを作成する

正当な動機の不存在

1、 コロナ禍で延期・中断されていたイベント等の再開についての

諸「ガイドライン」等と、6区説明会への市の対応等の時系列

※比較のため、横浜トリエンナーレ開催関連事項についても記載する。

月日	内 容
5/4	○「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」連絡 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長) (抜粋・p1資料2)
5/14	○「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」発表 (公益社団法人全国公民館連合会)(抜粋・p3資料3) ○「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」発表 (公益社団法人日本博物館協会)(抜粋・p6資料3)
5/25	○「市主催のイベント等再開」「公会堂利用の再開」発表 (横浜市新型コロナウイルス対策本部長)(抜粋・p11資料4) ○「イベント・展示会制限「段階的緩和の目安」4段階」発表 ※6/19からの緩和予告あり。(政府)(p12資料5)
6/1	○市主催のイベント等再開 ○市内全区公会堂利用再開(港南を除く)

6/3	<p>○市長定例記者会見</p> <p>※ 以下に、横浜トリエンナーレと6区説明会両者への市の対応の相違を表す発言の代表例を引用する。</p> <p>*横浜トリエンナーレについて</p> <p style="text-align: right;">(市長) (以下抜粋) (関連する全文・p12 資料6)</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら準備を進めてきたので、緊急事態宣言の解除を踏まえて徹底した感染予防を行う事で開催を決定しました。課題も色々あったと思います。オンラインでチケットを販売し入場制限をしっかりと自動的にできるようになっていますし、マスクの着用、検温や密にならないように、ある意味ゆっくり鑑賞できると思います。どうぞ安心してご覧いただきたいです。」</p> <p>「5月25日に緊急事態宣言の解除が行われました。その手前からなんとか開催したいと考えていましたが、それも一つの大きなきっかけです。基本的には中止の方向にならないように粛々と準備はしていただいていたいました。」</p> <p>*6区説明会について(事務局) (以下抜粋)</p> <p style="text-align: right;">(関連する全文・p14 資料6)</p> <p>「緊急事態宣言が解除はされましたが、国からはイベント開催の指針が示されており、8月末までは、屋外(ママ)の場合は収容人員の2分の1と示され、そのような中では、なかなかすぐに(説明会を)開催することは難しい状況になっています。そのようなことも踏まえ、市長にはこれまで市民説明会で説明した内容と同じような形で再現し、質疑等も行うような動画を撮影し、市民の皆様へ配信していきたいと考えています。」</p>
6/4	○説明会開催についての市民からの提案(該当部分・p15 資料7)
6/7	○説明会開催についての市民からの提案(該当部分・p15 資料7)
6/17	<p>○市長定例記者会見</p> <p>*6区説明会について(抜粋)(関連全文・p16 資料8)</p> <p>記者：残り6区での説明会は動画で開催する形で、市長が18区全てで説明することに関してはそこで一区切りとし、その後の説明会は市長がどのような形で参加されるかは分かりませんが、引き続き開催していくと受け止めてよいのか。</p> <p>市長：私自身で全18区にお伺いして説明したいと申し上げてきました。相当、模索したのですが、今の状況下では様々な形を考えても(開催</p>

	は) 難しく、そうすると時間も過ぎ、(市民の皆様を) 大変お待たせしてしまうため、動画で対応することを決意しました。
6/19	○屋内施設の収容人数を座席数の半分・上限1000人までに緩和 (p12資料5) ※5/25に予告

2、 説明会未実施6区公会堂講堂7月予約状況等(6/18日時点・17:30~22:00枠)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	予約		
区	座席	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
戸塚	568		1				1					1			1	1			1		1	1			1						1			10	
都筑	604					1	1								1				1	1	1	1			1			1		1		1		11	
栄	600	1	1											1								1						1						5	
青葉	600			1					1					1			1	1		1			1	1	1				1					10	
瀬谷	506	1		1			1	1				1	1	1	1	1				1	1	1	1		1		1		1	1	1	1		19	
泉	600			1		1			1	1			1		1			1	1	1				1	1				1					1	13

3、 動画・DVDを作成する正当な動機が不存在である理由

5月4日の「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」の連絡から、あるいはそれ以前から、国内各イベントの主催者は開催の可否について、不確定要素の多い中様々な可能性に基づいて検討を行ってきたものと推察される。

横浜市長・横浜市文化観光局も、引用資料にその一端が見える万全の対策・準備を行ってトリエンナーレ開催を可能にしたが、開催にあたってのコロナ禍対策においてはるかに容易なIR市民説明会未実施6区開催について、市長・IR推進室は説明会再開に向けての対策・準備を行うことなく中止を決定している。

トリエンナーレをはじめとする多くのイベントは、参加人数の制限を他の対策とともにを行っているが、説明会も、参加人数を制限し早期から会場確保を行っていれば十分実施可能であったし、現時点からでも実施可能である。

コロナ禍による説明会延期は不可抗力であるが、中止は、市長・IR推進室が再開に向けての取り組みを怠った不作為もしくは意図するところによるものであり、この不作為もしくは意図を動機として6区説明会中止の代替動画・DVDを作成することは不当である。



見 解 書

令和2年7月10日

都市整備局

1 I R（統合型リゾート）市民説明会の動画作成の経緯について

監査請求書にある「I R市民説明会（以下「説明会」という。）」は、横浜市がI R事業に取り組むこととした背景や理由について、市長が市民の皆様にご直接ご説明するために18区で実施することとしたものです。

第1回目を令和元年12月4日に中区で実施し、令和2年2月14日の港北区まで合計12区で実施しました。

しかし、日本各地での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、横浜市では、令和2年2月20日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応方針」を策定し、市が主催するイベント、会議、研修などについて、中止等の検討を行うこととしました。

このような状況を踏まえ、2月24日以降に開催予定であった6区（戸塚区、都筑区、栄区、青葉区、瀬谷区、泉区）の説明会をやむなく延期しました。

その後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発出されました。

同宣言は、令和2年5月25日に解除されましたが、未だ新規感染者は発生し続けており、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていく必要があります。

このように、様々な感染症対策を講じたとしても、市民の皆様が、全く感染症などのご心配がなく、安全・安心に説明会にご参加いただける環境が整う見通しが立たないため、説明会の代替として、I R（統合型リゾート）市民説明会の動画（以下「本件動画」という。）を作成することとしました。

2 本件動画及びDVD作成の必要性について

1のとおり、説明会再開の見通しが立たない一方で、既に延期決定から4か月以上が経過しており、未開催の6区の説明会に参加することが決定し、お待たせしている皆様（以下「6区参加決定者」という。）に、できるだけ早期にかつ安全に、市長自らがお説明する機会をお届けする必要があります。しかし、横浜市では、横浜I Rの状況について、市民の皆様にも市長自らがお伝えする動画をこれまで作成していません。

このため、本件動画には、監査請求人が指摘する「説明会スライド資料」、「説明要旨」、「当日の質疑応答」、「当日いただいた質問書と回答」には記載のない新型コロナウイルス感染症や米大手I R事業者の日本撤退など、説明会の延期後に生じた新たな情報を追加し、市長自らも市民の皆様にも横浜I Rについてご説明し、質問にお答えする動画を説明会の代替として作成することとしました。

また、令和2年4月に公開した広報動画は、日本にI Rが導入されることになった理由、横浜市がI Rを誘致する理由、依存症・治安などへの対策の説明のほか、海外のI R施設を紹介する動画であり、本件動画と内容は一部重複しますが、作成趣旨及び市長が出演していない点が本件動画とは異なっています。

DVDの作成の必要性についてですが、6区参加決定者の方の中には、ご自宅にインターネット環境が無い方もいらっしゃるものが想定されます。インターネ

ット環境の有無に関わらず、ご視聴いただけるよう、DVDを作成し、配布することとしました。

なお、以前より説明会に参加できなかった市民の皆様からも、説明会の内容を動画で配信して欲しいとのご要望を多くいただいているとともに、開催延期の発表以降、市長自ら説明する機会を設けるよう多くの皆様から求められています。また、延期期間が長くなるにつれて、代替手段の検討についても要請があります。

本件動画を作成し、ホームページにおいて配信することで、6区参加決定者だけでなく、さらに多くの方に説明会の内容を広く提供できる機会になります。

3 横浜市の見解

以上のとおり、本件動画及びDVDの作成、並びにそれらにかかる費用を支出することは妥当です。本件動画及びDVDは作成中であり、今後適法な請求書が提出された段階で支出します。

4 参考

表：I R（統合型リゾート）市民説明会の開催状況

開催日	開催区	会場
令和元年 12月 4日	中区	開港記念会館
12月 9日	神奈川区	神奈川公会堂
12月 14日	西区	西公会堂
12月 19日	金沢区	金沢公会堂
12月 21日	鶴見区	鶴見公会堂
12月 26日	磯子区	磯子公会堂
令和2年 1月 17日	南区	南公会堂
1月 20日	旭区	旭公会堂
1月 23日	保土ヶ谷区	保土ヶ谷公会堂
1月 28日	港南区	港南区民文化センターひまわりの郷
2月 11日	緑区	緑公会堂
2月 14日	港北区	港北公会堂
(未開催) 2月 24日	戸塚区	戸塚公会堂
(未開催) 2月 28日	都筑区	都筑公会堂
(未開催) 3月 2日	栄区	栄公会堂
(未開催) 3月 6日	青葉区	青葉公会堂
(未開催) 3月 9日	瀬谷区	瀬谷公会堂
(未開催) 3月 16日	泉区	泉区民文化センターテアトルフォンテ

住民監査請求に係る陳述の速記録

令和2年7月10日（金）

（住民監査請求[令和2年6月12日受付]に関するもの）

開会 午後2時00分

○藤野代表監査委員 ただいまから第7回監査委員会議を開催いたします。

住民監査請求「IR事業の動画作成費等に関するもの（令和2年6月12日受付）」の陳述を聴取します。

はじめに、皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の会議では、監査委員、事務局職員につきましてはマスクを着用させていただくとともに、会議室も換気を行い、傍聴席には一定の間隔を設けることといたしました。このため、レイアウト上やむを得ず、このような席の形となりましたことを御了承いただきたいと思っております。

なお、これ以降の撮影、録音等はできませんので、よろしく願いいたします。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴に当たっては、陳述の妨げとならないよう、御静粛をお願いいたします。会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は御退出いただくこともありますので、あらかじめ御了承しておいていただきたいと思っております。

それでは、住民監査請求に係る請求人及び関係職員の陳述の聴取を行います。

本日の進行は、代表監査委員である私・藤野が務めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ほかの委員を紹介させていただきます。

本間委員です。

○本間監査委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤野代表監査委員 高品委員です。

○高品監査委員 高品です。よろしくお願い申し上げます。

○藤野代表監査委員 佐藤委員です。

○佐藤監査委員 お願いします。

○藤野代表監査委員 高橋委員です。

○高橋監査委員 高橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

○藤野代表監査委員 陳述に際して、幾つか御留意いただきたい点を申し上げます。

陳述される内容につきましては、監査の資料とするため正確に記録する必要がありますので、速記と録音をさせていただきます。御了承願います。

本日の陳述につきましては、監査委員からの質問を含め、請求人、関係職員ともそれぞれ

おおむね1時間以内としております。なお、請求人、関係職員とも監査委員への質問はできません。

請求人の陳述する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。

請求人の陳述に続いて、関係局の職員による陳述を行います。請求人は、この関係局の職員の陳述に対して最後に意見表明を5分以内で行うことができます。ただし、この機会は意見を表明する場ですので、質問することはできません。

請求人陳述

○藤野代表監査委員 それでは、請求人の陳述の聴取を実施いたします。

請求人の方は陳述をお願いいたします。

○請求人 はじめに、何分こういうことは初めてなもので不調法なところがあるかもしれませんが、皆様よろしくをお願いいたします。

では、最初の書類ですね、請求書のほうを御覧いただいて、御覧になっていただいているかと思うんですが、先ほど御紹介いただいたようにI R市民説明会6区未実施—これ「未実施」と書いてありますけれども、これはもう中止ということで6区分は言われておりますので、そのように扱いたいと思います。それに対応するための動画やDVDの作成の支出をやめてほしい、早い話が作らないでほしい。もう大分作られてしまっているみたいですが。

不当である理由ですけれども、I Rに関しては、①スライド資料、事実証明書の①ですね、このようなスライドが全部で23枚、1枚につき2ページありますから45ページかな、それだけでもう十分立派なスライドができております。まず、そういうものができている。

続いて説明要旨というのがありまして、事実証明書②ですけれども、今のスライドに加えまして、もう説明がされています。それぞれの事柄におきまして。これ、私、神奈川区の市民説明会に出席したんですが、大体このような内容を普通の話し言葉にして話されただけであります。私の記憶する限りでは。ということで、そういうものについても既にホームページに載っております。

さらに、市民説明会ではなかったなかなかすばらしい、カラフルな動画も既にホームページ上に掲載されております。そこら辺を考えますと、もう既に十分に説明は行われている。

新たに説明のDVDや動画を作成する必要は全くないというふうに私は思っております。

さらに④、当日の質疑要旨とか、当日読み上げられなかったけれども、当日提出されて後ほどホームページに掲載されたというものも、質疑に関しても全てホームページ……、まず事実証明書の④ですか、④は当日答弁があったものです。

⑤につきましては、その後にホームページ上で答弁がなされたものです。全てこのように、もう答弁も終わっております。ですから、これについても改めて6区対象のDVDなどに載せる必要は全くないわけです。

続きまして⑥、事実証明書⑥には定例記者会見の文章を載せておきました。これを見る限り、今、私が言ったように全て、これから——今、作られているか、あるいは完成してしまったかもしれませんが、6区中止の対応のための動画というものについては、もう全てホームページに載っているものであり、新たに作る必要は全くないということを御理解いただけたらと思うところです。

さらに、もう一つ書いてありましたが、例えばインターネット環境がない方々にDVDを作って配るとかいうのがありましたけれども、それは別に何も6区中止の対応に限らず、横浜市が発信するものは全てそうあるべきであって、何も6区のDVDを作って、それでインターネット環境がない人にあげる、そのためにDVDが必要だということは全くないです。そのためではなくて、全てにおいてそういうものが必要であって、ここだけでDVDがどうのこうのという話ではないかなというふうに思っております。

それが不当である理由です。後でまたちょっと詳しく言うことになるかもしれませんが。

あと、市が被る損害ですが、これは外部委託ということらしいですね、記者会見等を見ますと。外部委託ということだったら、その委託費用全部、今までもう伝えられている情報を改めて伝えるための動画、DVD作りのための経費ですから、丸きり無駄になるということ、それが市が被る損害というふうに考えています。

どのような措置を講ずるかという、直ちにDVD作成をやめて、恐らくこういうものは後払いだと思うんですけども、後払いだとしても、その分は市長とかIR推進室長のほうで払ってください、公費からは払わないでくださいというふうなことです。当然、公費から払われるんだらば、そのDVDとか動画というのは正当な職務において行われるものではないから、それを市政の場において使わないでほしいということもこの中には入っていると理解していただけたらと思います。

これが一応1枚目でございます、続きまして、私自身、これだけかと思ったら証拠とい

うのも出してよろしいということだったので、証拠につきましては、私も知らないものですから取りあえず事務局の方に聞いて、私の主張したいことをこの証拠というところに載せまして、その根拠というものを、このちょっと横長の字の小さいものですね、こちらに載せさせていただきます。

先ほど概略を御説明したんですけれども、もう一回確認したいこともありますので、お付き合いいただけたらと思います。

まず証拠のほうを御覧になっていただいて、DVDの内容の確認です。

どんな内容かという、1の①「これまで12区で説明した内容と変わってしまうとよくない」これは代表例として挙げたんですが、これは、すみません、こちらの横長の14ページ、「IR市民説明会について」のところに載っています。

一応今、こうやって参照していただいているんですが、何のためにこうしたかという、ここから証拠のほうに引用しているんですが、引用した文章が、ちゃんと元になるものがあるんだよ、典拠があるんだよということのためにこれだけ長々と出させていただきますので、この後もしかするとこちら、長いところを参照するのは飛ばすかもしれませんが、それは御承知おきいただきたいと思います。

すみません、①に戻ります。

こんな感じで、変わってしまうとよくない、同じものをやるというようなことで、いろいろところで説明がされています。

②「これまで12区の内容の中で多く寄せられた質問や同じような質問が出ているので、その中で検証して、最も多い質問等に……」というふうに書いてありました。これも今、わざわざ御覧になると時間がなくなってしまうのでやめますが、ちゃんと原典はあります。いわゆるFAQというものです。よくある質問。FAQのQ&Aを作成してというようなところですね。そういうものを作るということで確認はできていると思います。

それと、今までになかったことは何かという、③ですね。市長の言葉です。「今の状況は本当にやむを得ないことなので御理解いただきたいと思います。ビデオの中でもそのように挨拶するつもりです」コロナで説明会を開けなくたって、挨拶は今までどこにもなかったものでこれだけは今までなかったことかな、どこにも載っていなかったことかなと思っています。

これが動画、DVDの内容の確認です。

続きまして不要である理由は、先ほども概略述べましたが、ここからもう少し詳しく述べ

させていただきます。

まず、完成度が非常に高いということですね。ここは引用しなかったんですが、申し訳ありません、①の上から3段目、「スライド資料はご意見等を踏まえながら正確で分かりやすいものに改善しています。最新のものを掲載しますので、上記の資料をご確認ください」これが先ほどの、これです。これはもう出られて、12回の説明会を重ねているうちに、またよく練られて最善なものに仕上がっているということですね。そのようなものがあるので、新たな説明動画の作成は要りませんということがまず1つです。

これはちょっとダブってしまいました。すみません。

②ですが、よくある質問ですね。FAQについては一定の意味があると思います。なぜかと申しますと、事実証明書の⑤を御覧ください。

最初は色がついていなかったんですが、後からはちょっと色つきで——これカラーでコピーできたのかな。白黒でしょうか。カラーですか。ありがとうございます。どうもすみません。

これを御覧になっていただくと、これは中区でやった説明会の第1ページです。こういうものが38ページになってまとめられているんです。これはもう推進課の皆さん随分頑張ってまとめられたんだなとは思っております。ただ、38ページあるとは言いながら、御覧になっていただけるように、水色の四角で囲ったフレーズですね、この文章は27回にわたってコピペされています。赤い四角で囲った文章は5回にわたってコピペされています。緑の四角は11回コピペされています。黄色いものは2回かな。2回といってももう一回はこれにプラス結構いろいろ足されていたんですけれども、そんな具合に非常にたくさんコピペして全部の質問に対して回答しているということは、よくある質問で取りまとめられているという感じがするわけですね。これは非常に難しい……、これを取りまとめること自体は非常に意味のあることだと思います。これを見る市民が38ページ全部見るなんて、とてもできませんから。

それ自体はとても意味あるんですが、よく御覧になっていただきますと、例えば顕著な例は、この赤い四角で書いた2つを御覧になっていただくと、1番上は「港運協会の会長——藤木会長とおっしゃるんですね——が使わせないとやっているけれども、山下ふ頭でできるんですか」という質問です。一番下の質問は、IR誘致ができなかったらいいプランはありますかというものです。これ、質問として全く違うんですよね。全く違う質問なのに、全く同じ答えが出ている。これを見たときに私、ちょっと驚きまして、FAQを作るにし

たつて、質問類型をちゃんとまとめて、それに対して答える、そういうことをやってからFAQのQ&Aを取りまとめる、これ自体は非常に有意義なことではないかなと思っています。

ただ、有意義ではあっても、それは6区中止の代わりにやるわけではなくて、市民全体に向けて出されるべきであって、そのために6区中止の代わりにDVDを作るということにはなり得ないということ、ここで申しておきたいと思っております。

あと③ですね、挨拶のところに行きたいと思います。

市長も何か、やはり6区がこういう形になってしまったということで挨拶したい、それは気持ち的には分かります。そのためにDVDを作る必要は全くないです。

ここに書きましたけれども、ホームページを見ると、延期になってしまった6区の参加者宛には申込みのときの通信方法で次どうするかを連絡しますというふうに、連絡手段が確保されています。その連絡手段で市長のその思いですか、残念なことに6区の開催はできなくなりましたというのは、どういう挨拶になるかは知りませんが、その挨拶文を送ればいいだけのことであって、これもわざわざDVDに載せるような必要はないわけです。

あと、ついでですが、もしそこで市長御自身がどうしてもDVD、動画やりたい、私の動画を見せたいということであるのであれば、今まで12区で行った説明会の記録動画、恐らくこれは撮っていらっしゃると思うんですけども、会場の後ろのほうから。それを流せばいいだけではないか。大荒れの会はなしにして、淡々と静かに進められた会でもいいと思うんですよ。そういったものを流せば十分である。新たに市長がこうやって何か演技するというか、何と言ったらいいのかな、出てきて、新たなDVDをお金出して作る必要なんて全くないと私は思っています。

取りあえずそこまでが、もう情報全部出ているから新しく作る必要は全くない、無駄だという主張のところですよ。

それと次なんですけど、もう一つ、これはちょっと見ていて気がついたのは、動機自体がちょっとね、なぜDVDを作るかという動機自体が、ちょっと分からないところが出てきて、といいますのは、これはⅡから先なんですけど、我々が進める市民説明会、中止の発表があったのはたしか6月3日でしたか、市長記者会見だったと思います。私、大変驚いたのは、IR市民説明会中止という話が出る前に横浜トリエンナーレを実施しますという話がありまして、私すごくびっくりしまして、トリエンナーレをやるのに何でIR市民説明会やらないのかなという議論が生じました。

そこから先が2の話になってくるわけですが、ちょっとお付き合いいただきたいと
思います。

まず1のところでは、コロナ禍で延期・中断されていたイベント等の再開についてのいろ
いろなガイドラインとか、あるいは6区説明会への市の対応等の時系列をちょっとまとめ
てみたんです。比較のため、横浜トリエンナーレ開催関連事項についても載せさせていた
だきました。ほかにもいろいろな市主催の会合があります。例えば、どこかの区で防災会
議を開いたという話もちょっと聞きました。あるいは、私も参加させていただいたんです
けれども、市民広間演奏会、この下でやっております。ただ、そういう会合を開くに至っ
た経緯みたいなものがちょっと入手できなかったもので、一番発信されている横浜トリエ
ンナーレと比べてみたんです。

それについて、また順番を追っていきたいと思いますが、まず5月4日の時点、連休の後
半ぐらいですけれども、5月4日の時点でこの資料2、1ページから2ページにかけて
「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」、もう既に「緩和」などという言葉が5月4
日時点で出てきているわけです。こういうものを見て、恐らくいろいろなイベントを計画
する人たちはいろいろなやり方を考えたと思うんですよ。

それで、10日過ぎて5月14日、ここで公民館における一公会堂も同じですよ。公民館に
おける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが発表されました。3ページ、4ペ
ージですね。同時に、博物館のほうは6ページから先に引用しました。博物館のほうも5
月14日に予防ガイドラインが発表されました。これでやっていけば何とかなるのではない
かなという、もう開催に向けての希望というのが出てきたわけです。

そこにタイトルだけちょっと引用させていただいたんですが、わざわざそこに文字数が書
いてあります。公民館におけるガイドラインのほうは3,206文字あります。博物館のほうは
4,816文字あります。何を言いたいかというと、公民館で説明会をやるよりも、博物館とか
そういったところで展示会を開くほうがよほど大変だということがこれを見ても顕著なわ
けです。

さらに、トリエンナーレはただの展示会、展覧会ではありません。まず、説明会と違って
外国語対応が必要だと思います。さらに、会場が横浜美術館とプロット48、日本郵船の会
館、3か所に分かれています。これだけでも大変です。さらに開催期間も長ければ客の滞
留時間も長いです。一応トレーサビリティは追うみたいですが、観客ですね、来場者はぐ
るぐる回っていますね。もし何かあったときのトレーサビリティといたら、これは公会

堂で開くよりもはるかに難しいということになります。

ちょっと先に言ってしまえば、こんなはるかに難しい行事を実行しているのに、なぜ説明会は早々と中止にしてしまったんだらうかというようなところですよ。

——あ、それについては後でもうちょっと言わなくてはいけなかったんだ。すみません。

では、またちょっとこれの2ページに戻りまして、6月1日には市のほうからイベント等の再開の話が出ました。これはこの資料で言うと11ページですよ。

そこにありますように、これは5月25日ですね、横浜市新型コロナウイルス対策本部長、本部長は市長さんです。市長さんが、この2つ目の四角で見るように「市民利用施設やサービス、市主催のイベント等は、必要な感染対策を徹底した上で、6月1日以降、速やかに再開します」これが出たからといたって、すぐにバンバンできるとは言いませんが、市の各部署は再開に向けて全力を、本当はこれより前から挙げるべきだったのではないかと思います。

ところが、そうですね、その後6月3日、すみません、こちらをぺらっとめくってください。申し訳ありません。こちらです。6月3日。

5月25日にこの発表があつて、6月1日にやりますよという発表があつて、そして6月3日に、横浜トリエンナーレについては記者会見で、さっき言いましたように、こんなふうに言っています。

ここはちょっとお付き合いいただきます。すみません、この13ページを開けてください。横長のほうの。

13ページの上のほうに二重線があると思います。二重線がここに引用した部分です。「新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら準備を進めてきたので、緊急事態宣言の解除を踏まえて徹底した感染予防を行う事で開催を決定しました。」だから、そういうものが出る前からもう準備していますと、トリエンナーレについては——というようなことが、ここから読み取ることができます。

さらに13ページの下の方、ここも二重傍線引いてあります。これも引用したところですけども、ここにもはっきり書いてあります。「5月25日に緊急事態宣言の解除が行われました。その手前からなんとか開催したいと考えていましたが、それも一つの大きなきっかけです」もうそういう宣言がある前からいろいろ準備はしていたと。トリエンナーレのほうは。

さらに、14ページの方を御覧いただきたいと思います。14ページの上の方ですね。点

線、これ全部読む時間はないんですが、非常に詳しくトリエンナーレの開催の対策を読み上げています。これも記者会見の画像を見ますと原稿を見ながら立て板に水のごとく、これだけ話したわけです。そこまでしっかり準備していたのか、なかなか、私自身がトリエンナーレ好きなので、開くんだったらいいなとは思ったんですけども、それだけすごい準備をしていたんだなということが分かりました。

ところが、14ページをそのまま見ていただきますと、二重傍線、こちらも引用しました、これは事務局の方ですね。推進室の方でしたかね。こちらのほうはもうあっさり「8月末までは、屋外の場合は——これ、何だか屋内が屋外と、言い間違いだと思うんですけども——収容人員の2分の1……」とか、とにかくマイナス要素しか出していませんね。できません、だから動画を作るというふうに言っています。

できなくはないんですね。その後6月4日、6月7日、市民から、私もあるところから情報を手に入れまして、市民が「できるではないか」というふうな提案をしているみたいです。

どうやればいいのかというと、これは何ページにあったかな、もらった資料が……、15ページか。

「6月7日の提案」と書いてありますが、1つは、パシフィコを借りてやればいいのかということですね。大勢集まれるし。私、これを聞いてパシフィコなんて金がかかるのではないかと思っていたんですけども、でも、ちょっと見てみると会場費と、結構高いのがプロジェクターかな、そこら辺の値段なんですけれども、でも、500万円もあればできるのではないかなというふうには、物すごい井勘定ですけども、感じました。何しろ今年度の予算は4億円持っていらっしゃるそうですから、IR推進課のほうは。できたっておかしくないかなと。

これで計算してみると、座席数等で計算してみると、1回で済んでしまいます。希望している方が全部集まっても。——だよな。もしかしたら計算が違うかもしれませんが、かなり現実味のあるところですよ。ただし、お金がかかる。

もう一つのほうは、そんなにお金はかからない。6区の会場で、その代わり、1会場400人とか500人だけでも、そんなに入れるわけにはいかない。ガイドライン等を見ても、開催時期によって違いますが100人の場合もあれば半分の場合もあるけれども、仮に100人だとしてDVDを作るよりよほどましではないかなと、私は個人的に思うんですけども、これは実際可能なんです。

6月7日の提案、6区各会場において、定員100名の説明会を従来形式で開催し、それをインターネットライブ中継する。これをすれば大分市民の期待に応えられるのではないかなという提案がここでなされています。何か市議会でもそういう提案がどこの委員会でもなされて、何かあっさり聞き流されたみたいですけども、インターネットライブ中継は、ご存じのように横浜市会でも行っていますし、市長の記者会見もやっているんです。やる気さえあれば簡単にできます。ただ、市会でもスルーされていますし、この提案もスルーされています。

参加者の再募集というか、再募集になるか、あるいはどういうふうに決めていくかは難しいところがあると思います。今まで参加の権利が生じている人たちに対してどうするかですね。ただ、参加の権利を持っている人たちだって、日程が変わってしまったら全員来るわけではないと思うんですね。この日に変えられてしまったら僕は、私は来られませんという人が多いと思うんですね。だから減ると思います。あるいは、このときはコロナ関係だから、行きたいけれどもちょっとやめておこうという人もいると思います。だから、やるとすれば来る権利のある人たちに連絡を取って、「何区は何月何日にどこでやることにしましたけれども、実際に何人しか集まれません。つきましては参加なさるかどうかももう一回希望を取ります。希望を取った上で、キャパをオーバーするようだったら再抽選することになりますが、よろしく御承知おきください」というような感じの連絡でもしておけば、それはもうコロナ禍の中だから、その中でも頑張ってやろうとしているんだから、もう一回抽選で落ちたってそんなに文句は出ないのではないかなと私は思っております。

なお、先ほど言ったように私は●●区の住民なので、この6区ではないんですけども、もし●●区が同じようなことになれば、私はそのような気持ちになるなというふうには思っております。

では、次に行きたいと思います。

その後、6月17日に市長の定例会見がありました。これは16ページです。

記者は「残り6区での説明会は動画で開催する形で、市長が18区全てで説明することに関してはそこで一区切りとし、その後の説明会は市長がどのような形で開催参加されるかは分かりませんが……」と書いてありますが、その後の市長の言葉を見ましても——あ、これは市長自身の言葉で、前は事務局でしたけれども、ここで市長が御自分の言葉として、もう6区の従来どおりの説明会は中止して、動画、DVDにしますよというふうなことを御自分でおっしゃっているということになります。

引用したところでは、市民の皆様を大変お待たせしてしまうから、動画で対応することとしましたというんですが、私が6区の住民だったら、動画なんて待っていません。ちゃんと前と同じような説明会を開いてくれることを待っております。

さらにいきますと、6月19日にはさらに緩和されています。

そして、昨日だったか、さらに緩和しますよという話が出てきましたね。

どこまで予測がつくかどうかは別として、いろいろな可能性を見ながら開催への可能性を探っていくのが本来の行政の在り方ではないかなと思っております。

2のところには一応、実際に可能だったかどうかを見るために、6月18日時点の夕方から夜にかけての6区の各公会堂の空きを見てみました。瀬谷区は結構混んでいるんだけど、取れないわけではない。講堂以外の控室等も、別に全部埋まっているわけでもないし、使おうと思えば使える、そのような状況です。だから、早く動いていれば7月中に100人規模の説明会だったら楽々できたと思うんですけども、そのような動きはとてなかつたのではないかなというふうに思っておりますので、残念です。

8月は見ていないんですけども、まあこの御時世ですから、結構空いているのではないかなとは思いますがね。

……ということで、最後、これはちょっと読み上げさせていただきます。証拠の4ページです。

動画・DVDを作成する正当な動機が不存在である理由。

では、読みます。

5月4日の「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」の連絡——政府からありました——から、あるいはそれ以前から、国内各イベントの主催者は開催の可否について、不確定要素の多い中様々な可能性に基づいて検討を行ってきたものと推察される。

横浜市長・横浜市文化観光局も、引用資料にその一端が見える万全の対策・準備を行ってトリエンナーレ開催を可能にしたが、開催に当たってのコロナ禍対策においてはるかに容易なIR市民説明会未実施6区開催について、市長・IR推進室は説明会再開に向けての対策・準備を行うことなく中止を決定している。

ちょっと補足します。市長は、あるいは事務局では模索したとは言っています。対策をやってみた、全部してみたという言葉は、私が知る限りではありません。模索だけはしたみたいですけども、対策、準備のほうには移っていません。早々と諦めてしまったのではないかなと思っております。すみません、ちょっと余分なことを。では、続けます。

トリエンナーレをはじめとする多くのイベントは、参加人数の制限を他の対策とともにやっているが、説明会も、参加人数を制限し早期から会場確保を行っていれば十分実施可能であったし、現時点からでも実施可能である。

コロナ禍による説明会延期は不可抗力であるが、中止は、市長・I R推進室が再開に向けての取組を怠った不作為もしくは意図するところによるものであり、この不作為もしくは意図を動機として6区説明会中止の代替動画・DVDを作成することは不当である。

……というのが私の主張です。

ですから大きく分けると、先ほど言ったみたいに、既に公開されている情報をもう一回DVDや動画にまとめるなどという無駄なことに公金を出さないでくれ。その動画を作った動機は何かというと、開催に向けて十分努力してこなかったのに、その代わりに動画、DVDを作る、そんな動機はないだろうというのが私の主張です。

以上、ちょっと十分に説明できたかどうか分かりませんが、資料も全部使い切れたかどうか分からないんですが、もし何かありましたらお尋ねいただけたらと思います。

以上です。

○藤野代表監査委員 ただいまの陳述内容に関して、各委員から質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、質疑はここまでといたします。

以上で請求人の陳述の聴取は終わりいたします。

請求人の方は立会人席への移動をお願いします。

また、関係職員は陳述人の席へ着席してください。

関係職員陳述

○藤野代表監査委員 引き続きまして、関係職員の陳述の聴取を行います。

関係職員は、本件監査請求に関する見解を簡潔、明瞭に陳述していただくようお願いいたします。

それでは、関係職員の方は所属、御職名及び氏名を述べた上で陳述を始めてください。

○小野I R推進部担当部長 私、都市整備局I R推進室I R推進部担当部長の小野と申します。よろしくようお願いいたします。

○山崎I R推進課担当課長 同じくI R推進課の担当課長、山崎と申します。よろしくお願

いたします。

○村上 I R 推進課担当課長 同様に I R 推進室担当課長の村上と申します。よろしくお願いいたします。

○小野 I R 推進課担当係長 同様に I R 推進課担当係長の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野 I R 推進部担当部長 それでは、見解書を読み上げさせていただきます。

見解書、令和 2 年 7 月 10 日、都市整備局。

1、I R（統合型リゾート）市民説明会の動画作成の経緯についてでございます。

監査請求書にある「I R 市民説明会（以下「説明会」という。）」は、横浜市が I R 事業に取り組むこととした背景や理由について、市長が市民の皆様へ直接御説明するために 18 区で実施することとしたものです。

第 1 回目を令和元年 12 月 4 日に中区で実施し、令和 2 年 2 月 14 日の港北区まで合計 12 区で実施しました。

しかし、日本各地での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、横浜市では、令和 2 年 2 月 20 日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応方針」を策定し、市が主催するイベント、会議、研修などについて、中止等の検討を行うこととしました。

このような状況を踏まえ、2 月 24 日以降に開催予定であった 6 区（戸塚区、都筑区、栄区、青葉区、瀬谷区、泉区）の説明会をやむなく延期しました。

その後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日に政府から緊急事態宣言が発出されました。

同宣言は、令和 2 年 5 月 25 日に解除されましたが、いまだ新規感染者は発生し続けており、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていく必要があります。

このように、様々な感染症対策を講じたとしても、市民の皆様が、全く感染症などの御心配がなく、安全・安心に説明会に御参加いただける環境が整う見通しが立たないため、説明会の代替として、I R（統合型リゾート）市民説明会の動画（以下「本件動画」という。）を作成することとしました。

2、本件動画及び DVD 作成の必要性についてでございます。

1 のとおり、説明会再開の見通しが立たない一方で、既に延期決定から 4 か月以上が経過しており、未開催の 6 区の説明会に参加することが決定し、お待たせしている皆様（以下

「6区参加決定者」という。)に、できるだけ早期にかつ安全に、市長自らが御説明する機会をお届けする必要があります。しかし、横浜市では、横浜IRの状況について、市民の皆様に市長自らがお伝えする動画をこれまで作成していません。

このため、本件動画には、監査請求人が指摘する「説明会スライド資料」、「説明要旨」、「当日の質疑応答」、「当日いただいた質問書と回答」には記載のない新型コロナウイルス感染症や米大手IR事業者の日本撤退など、説明会の延期後に生じた新たな情報を追加し、市長自らが市民の皆様に横浜IRについて御説明し、質問にお答えする動画を説明会の代替として作成することとしました。

また、令和2年4月に公開した広報動画は、日本にIRが導入されることになった理由、横浜市がIRを誘致する理由、依存症・治安などへの対策の説明のほか、海外のIR施設を紹介する動画であり、本件動画と内容は一部重複しますが、作成趣旨及び市長が出演していない点が本件動画とは異なっています。

DVDの作成の必要性についてですが、6区参加決定者の方の中には、御自宅にインターネット環境がない方もいらっしゃるものが想定されます。インターネット環境の有無に関わらず、御視聴いただけるよう、DVDを作成し、配布することとしました。

なお、以前より説明会に参加できなかった市民の皆様からも、説明会の内容を動画で配信してほしいとの御要望を多くいただいているとともに、開催延期の発表以降、市長自ら説明する機会を設けるよう多くの皆様から求められています。また、延期期間が長くなるにつれて、代替手段の検討についても要請があります。

本件動画を作成し、ホームページにおいて配信することで、6区参加決定者だけでなく、さらに多くの方に説明会の内容を広く提供できる機会になります。

3、横浜市の見解についてでございます。

以上のとおり、本件動画及びDVDの作成、並びにそれらにかかる費用を支出することは妥当です。本件動画及びDVDは作成中であり、今後適法な請求書が提出された段階で支出します。

なお、次ページですけれども、実施済みの12区及び未開催の6区についての一覧表でございます。

よろしく願いいたします。

○藤野代表監査委員 ただいまの陳述内容につきまして、各委員から御質問がありましたらお願いいたします。

○本間監査委員 1つ確認ですが、今回、新たに作成する動画は本市職員が作成するものですか、それとも外部委託により作成するものですか、どちらでしょうか。

○小野 I R 推進部担当部長 今回の動画作成につきましては、撮影ですとか編集に技術が必要なものと考えまして、直接職員が対応するのではなく、委託して作成しています。

○本間監査委員 では、次です。

今回新たに作成する動画について、市長が直接説明する場面や説明会延期後に生じた新たな情報が追加されているとの説明がありました。しかし、従来の12区での説明会資料は公開されている中で、現時点で新たにお金をかけて新しい内容を追加したものを作る必要性がこれまでの陳述や見解書では明らかにされていないと考えますので、その点について説明をお願いいたします。

○小野 I R 推進部担当部長 一部見解書と重複する部分もございますけれども、今回の市民説明会につきましては、横浜市が I R 事業に取り組むこととしました背景ですとか理由を市長が自ら18区を回って御説明するというところで実施を始めたものでございます。ですけれども、先ほどから申し上げているとおり、コロナの関係で6区については今のところ未開催という状況になっております。

6区の方と12区の方の公平性を考慮しまして、やはり市長自らが説明を申し上げること、あと市長自らが多く寄せられている質問について直接お答えすること、それが必要であると考えました。この点につきましては、やはり市民説明会の記録動画は存在していないということと、既存の広報動画につきましては市長も出演していないことが今までとは違っています。あとは、市長が市民の皆様に向けて説明する動画というものも、今まで作成したことはございません。

また、ちょっと付け加えますと、コロナウイルスの影響など様々 I R に関する周りの状況が変わってきておりますので、市民の皆様の高い新たな情報を加えることも妥当だというふうに考えたこと、今回、動画につきましてはホームページで公開しようと考えておりまして、そうすることによって6区参加決定者だけではなくて376万人の市民の方にも御説明を届けるということが利点だと考えまして、新たに費用をかけて動画を作成する必要があるというふうに考えました。

以上でございます。

○本間監査委員 御回答ありがとうございました。

ただいまの質問につきましては、回答を改めて整理の上、監査委員に対して文書で回答い

たきますようにお願いいたします。

○小野 I R 推進部担当部長 承知しました。

○藤野代表監査委員 ほかに御質問ございますか。

○高品監査委員 私から 2 点ほど御質問いたします。

今回、新たに作成する動画は、いつ公開される予定でございますか。

○小野 I R 推進部担当部長 現在作成中ございまして、7 月中旬をめどに今、作成しているところでございます。

○高品監査委員 それからも一つですが、今回作成する DVD は、既に説明会を実施した 12 区にお住まいの方にも配付される予定でしょうか。その考え方も含めて御説明をお願いいたします。

○小野 I R 推進部担当部長 DVD の作成につきましては、6 区の参加決定者の方の中でインターネットの環境がない方を対象に配付したいと考えています。

6 区の参加決定者以外の方プラス 12 区の方につきましては、図書館ですとか市民情報センターで貸出しをして対応していきたいと考えております。

○高品監査委員 ありがとうございます。以上です。

○藤野代表監査委員 ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら質疑はここまでいたします。

今後、監査を行う上で必要がある事項について、関係職員の方に対して書面の提出をお願いすることがありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で関係職員の陳述の聴取は終了いたします。

最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係職員の陳述につきまして 5 分以内で御自身の意見を表明することができます。ただし、質問することはできません。最後に意見表明を希望されますか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、その場で意見表明をお願いいたします。

○請求人 では、見解書につきまして申し上げます。

まず、見解書 2 ページ上のほう、この 4 行です。

「市民の皆様が、全く感染症などのご心配がなく、安全・安心に説明会にご参加いただける環境が整う見通しが立たない……」とありますが、これは現時点では全ての事柄において言えます。全く感染症などの御心配がないなどというのは、あり得ません。そんな中で

もできるだけそのリスクを下げて、トリエンナーレのようなものについては市長、これだけの、先ほど申し上げたぐらいの熱意を持ってやっています。ところが、説明会のほうはあっさりと、これを理由としてやらないというのはおかしいなというふうに私は思っております。

続きまして、「市民の皆様には市長自らがお伝えする動画をこれまで作成していません」とありました。先ほど記録動画がないということだったんですが、大変申し訳ありません、それについて先ほど飛ばしてしまったんですが、私の証拠の2ページを御覧ください。

2ページの上のほうの③の下のほうですね。さらに、この横長の資料の説明資料1、「説明会ビデオ公開に関する市民とIR推進課の応答」とあります。本年1月時点において、IR推進課では説明会のビデオ公開を検討していたんです。ですから記録ビデオが存在するはずですよ。

資料1に、これは私の知り合いが当時のタナカコウヘイ説明会担当係長と電話でやり取りをした内容です。甲がその市民、乙が担当係長。電話でやり取りしたものを、電話だけだったので、その人は一応文書にして推進課のほうにも送ったそうです。それを私、ちょっと見せてもらったんですが、読み上げます。

甲——市民ですね。広く市民に説明したいのであれば、ネット中継をしないか？

乙、費用・技術面で難しい。

甲、ユーチューブライブを使えば簡単にできる。広く知らせたい意思があればすぐにできる。

乙、ビデオをHPで公開することは検討中。——これはタナカコウヘイ元係長の言葉だそうです。

甲、生が望ましいが、録画であってもノー編集で放映すべき。

乙、聴覚障害者のためにテロップなどをつけて放映することを検討している。

甲、ぜひ願います。

乙、役所はがんじがらめで、できることからやっていく。

甲、次の説明会まで時間がないので迅速に取り組んでほしい。

記録動画は、少なくともこの時点では存在していました。ですから、その記録動画に聴覚障害の方のためにテロップを付けてやるというのは、これはもう実際とっくに行われていはずのことだと私は思っております。

ですから、何と申しますか、「市民の皆様には市長自らがお伝えする動画をこれまで作成し

ていません」それは市長が出るための動画は作っていないと思うんですが、市長が出演して説明している動画は存在しているはずで。破棄してしまったというなら、それは別ですけれどもね。

さらに、次にいきます。

「「当日いただいた質問書と回答」には記載のない新型コロナウイルス感染症や米大手 I R 事業者の日本撤退など、説明会の延期後に生じた新たな情報を追加し、」云々とありますが、これは果たして 6 区中止の代わりに作る動画や DVD に載せる内容でしょうか。これは市民全体に等しく発せられるものであって、6 区中止の代替動画に載せるようなものではないと私は確信します。筋が違うというふうに思っております。

さらにいきまして、下から 3 行目、作成趣旨と市長が出演していない点が違うというんですけれども、市長出演については記録動画でやればよいとは思っているんですが、わざわざ改めて演技しながらやる必要はないと思います。演技ではないかもしれませんが。

あと作成趣旨というのは、ちょっと分かりません。目的は違っても、別なものに使えるのであれば作成趣旨が違ったって、それは余計な金をかけずに使えるんだったら使うべきだと思います。この作成趣旨が違うというのは、どこでどう違うのか詳しく分からないのですがちょっと質問はできないのでしませんが、この作成趣旨、どこがどう違うか。違っても結果として同じようなことに使えるんだったら、先ほど言ったように、割と穏やかだった説明会の説明部分をそのまま聴覚障害の皆さんのためのテロップを付けて流すのが、6 区中止とは全く関係なく I R 推進課が行うべき責務だと思います。

○藤野代表監査委員 御発言の途中ですけれども、時間が過ぎましたので……

○請求人 では、あと一点だけよろしいですか。

○藤野代表監査委員 意見表明を終了してください。

○請求人 無理ですか。いただけたのは、たしか 1 時間。

○藤野代表監査委員 1 時間は、陳述をするのが 1 時間です。

○請求人 分かりました。では、これについては先ほども申し上げたので、いいかな。あと一つだけなんです。

○藤野代表監査委員 5 分間ということで。

○請求人 では、無理は申し上げません。

○藤野代表監査委員 それでは、これを持ちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いた

します。

皆様どうもお疲れさまでした。

閉会 午後2時56分